

## いなべ市情報誌 Link 読者アンケートプレゼント企画実施運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、いなべ市情報誌Linkをより多くの市民に興味を持って読んでもらうことを目的とし、市民の意見及び要望を広く収集して市民の声を活かした効果的な広報活動を推進するために情報誌Linkに関するアンケートを実施しようとするもので、その回答者に対し、産業振興を目的として当該情報誌Linkが紹介する市内で作られている魅力あふれる商品等をプレゼントしようとする企画（以下「プレゼント企画」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(紙面の掲載の位置及び内容等)

第2条 プレゼント企画は、原則として情報誌Linkの紙面で紹介するものとする。

2 プレゼント企画の具体的な紙面の掲載の位置、大きさ及び表現は、市が指定する。

3 プレゼント企画の掲載は、原則として情報誌Link1号につき1件とする。

(プレゼント提供事業者の基準)

第3条 プレゼント企画に使用する物品（以下「プレゼント物品」という。）の提供事業者（以下「プレゼント提供事業者」という。）は、市内に店舗又は事務所がある事業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市税、介護保険料、水道料金等(以下「市税等」という。)を滞納していない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員若しくは暴力団でない者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。

(プレゼント物品の基準)

第4条 プレゼント物品は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 市民の福祉の増進又は利便性の向上に寄与するものであること。

(2) プレゼント提供事業者が製造又は販売するものであること。

(3) 有体物又はサービスの提供（無料券を含む。）であること。

(4) 図書カード等の金券ではないこと。

(5) 総額2,000円程度のものであること。

(6) 2人以上に提供するものであること。

(7) 当選人数及び金額の内訳は市と協議の上、決定するものとする。

(8) 無償で引き換えができるものであること。

(9) 物品の引換期限は、原則として掲載する情報誌Linkの発行日から起算して2か月を経過した日以後であること。

(プレゼント提供事業者の募集)

第5条 プレゼント提供事業者の募集は、情報誌Link、市ホームページ等により行うものとする。

2 プレゼント提供事業者に応募する者は、情報誌Linkプレゼント物品提供申込書

(様式第1号)を市に提出し、又はwebフォームにて申し込むものとする。

3 募集するプレゼント企画は毎号1枠とし、先着により枠が埋まり次第募集を終了するものとする。

4 掲載した後1年間は、同一事業者が応募することはできない。

5 応募後に辞退する場合は、掲載号の発行2号前の発行日までに市に申し出ることとする。

(掲載の決定)

第6条 市は、申込書を受理したときは、内容を審査し、掲載の可否を決定するものとし、その結果及び掲載月はプレゼント提供事業者へ速やかに連絡を行うものとする。

(原稿の作成及び校正)

第7条 プレゼント提供事業者は、原稿作成に必要なデータ等を市が求めた場合は、速やかに応じるものとする。

2 市は、プレゼント提供事業者に掲載案を送付し、校正の機会を設けるものとする。

3 市は、前項の校正が終了した後に、原稿の最終決定を行うものとする。

(プレゼント物品の提供方法)

第8条 市は、情報誌Link読者アンケートの回答者の中から市が抽選で選定した当選者に対し、引換券の発送を行うものとする(チケット又はこれに類する場合も同様とする。)

2 引換券には、引換期限を印字するものとする。

3 プレゼント物品の引換は、第1項の規定による引換券をプレゼント物品の当選者が、プレゼント提供事業者の市内の店舗又は事業所等において引き換えることにより行うものとする。

4 プレゼント提供事業者は、引換期限内に引換券を持参した者に対し、プレゼント物品を提供するものとする。

5 前項の規定による提供が直ちにできない場合は、引換券を持参した者の不利益とならないようプレゼント提供事業者の責任及び負担において郵送等の措置を講じるものとする。

6 プレゼント提供事業者は、プレゼント物品を提供する際に、引換券を持参した者に自社商品の購入、体験等を求めてはならない。

(掲載の取消し)

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、プレゼント提供事業者の掲載を取り消すものとする。

(1) 応募内容に偽りがあったとき。

(2) プレゼント物品の提供を適切に行うことができないとき。

(3) 当該プレゼント提供事業者から掲載辞退の申出があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないことを認識したとき。

(情報提供及び二次利用)

第10条 市は、プレゼント提供事業者に対して、プレゼントの引換えに必要な情報（個人情報を除く。）を提供するものとする。

2 プレゼント提供事業者は、掲載号のプレゼント企画に係る記事を印刷して広告等に使用することができるものとする。ただし、情報誌Linkの改変等を行うことはできない。

（損害賠償）

第11条 市は、プレゼント提供事業者がプレゼント物品の提供を履行せず、市、当選者又は第三者に不利益が生じた場合は、プレゼント提供事業者に損害賠償を請求することができる。

（プレゼント提供事業者の責務）

第12条 プレゼント物品に関する一切の責任は、プレゼント提供事業者が負うものとする。

（雑則）

第13条 この要領に定めのない事項は、市が決定するものとする。

附 則

この要領は、令和6年12月17日から施行する。